

税金よもやま話

第81回

東京地方税理士会藤沢支部
山口峰生



消費税の簡易課税制度とみなし仕入率の改正

不動産仲介業を営む関内商事(株)の仲畑社長は、消費税の簡易課税制度のみなし仕入率の改正があると聞き、顧問税理士の長嶋さんへ相談してみることにしました。

長嶋税理士：前期まで借金で悩んでいた仲畑社長、今期は春から絶好調ですね。

仲畑社長：はい、ありがとうございます。今期は若手が活躍してくれて、頼もしいですよ。

ところで、消費税の簡易課税制度のみなし仕入率の改正があると聞きましたが、教えてもらえますか。

長嶋税理士：消費税の簡易課税制度とは、中小企業者の納税事務負担の軽減を図る観点から、基準期間における課税売上高が5,000万円以下の課税期間について、課税事業者の選択により、売上げに係る消費税額を基準として簡易に納付税額の計算を行えるようにする、簡易課税制度が設けられています。

計算方法は以下の通りです。

$$\text{納付税額} = \text{課税標準額に対する消費税額} - \text{仕入控除税額}$$

$$\text{仕入控除税額} = \text{課税標準額に対する消費税額} \times \text{みなし仕入率}$$

仲畑社長：みなし仕入率を教えてください。

長嶋税理士：以下のように事業ごとに控除割合が変わります。

事業区分	該当する事業	みなし仕入率【改正前】	【改正後】
第1種事業	卸売業	90%	90%
第2種事業	小売業	80%	80%
第3種事業	製造業等	70%	70%
第4種事業	飲食業、その他の事業 金融業及び保険業	60%	60% 50% (第5種事業)
第5種事業	運輸通信業及びサービス業 不動産	50%	50% 40% (第6種事業)

*2種類以上の事業を行っている場合は、計算が複雑なのでここでは省略します。

詳しいことは、税理士又は税務署へ聞いてください。

仲畑社長：みなし仕入率の改正が行われていると聞きましたが、どのような改正がされていますか。

長嶋税理士：平成27年4月1日以後に開始する課税期間については、現行第四種事業とされていた金融業及び保険業を第五種事業とし、現行第五種事業とされている不動産業については、新たに第六種事業が設けられ、そのみなし仕入率は40%となります。

*経過措置が適用される課税期間は、改正前のみなし仕入率が適用されます。

仲畑社長：すると不動産仲介業を営んでいる我社は、計算方法を見直した方が良いですかね。

長嶋税理士：その通りです。仮に前期まで一般課税で計算すると、仮払消費税額/仮受消費税額=40%なので、来期以降は一般課税が有利になるかもしれませんね。

今までは、中小企業者は簡易課税制度=有利な方法と考えられてきました。今回の改正で不動産業のみなし仕入率が50%→40%に下がり、簡易課税が有利なのか見直す必要があります。

また不動産業者に限らず、車両や機械などの資産の購入や設備投資で高額な支出を予定している事業者や円安傾向で材料費や消耗品等の価格が値上がり、仮払消費税額の割合が増えている事業者は簡易課税制度が不利になる場合がありますので、決算月までに検討する必要があります。

仲畑社長：我社も会社発展のために、車両の購入や接待費が増えそうなので考えなければならないですね。

長嶋税理士：もし、簡易課税制度の選択を取りやめるときには、届出書の提出や提出期限がありますので、くれぐれも注意してくださいね。

仲畑社長：ありがとうございました。税理士さんは税金のことをはじめ、経営のことも相談でき、中小企業の良き相談者として頼れる存在ですね。

社会保障・税番号制度の導入について

社会保障・税番号制度の導入により、平成27年10月以降、個人番号及び法人番号の通知が開始されます。税務署へ提出いただく申告書・法定調書等にも番号の記載が必要となりますが、所得税及び復興特別所得税については平成28年分の申告書から、法人税については平成28年1月以降に開始する事業年度に係る申告書から、法定調書については平成28年1月以降の金銭の支払等に係るものから、申請書・届出書については、平成28年1月1日以降に提出するものから、個人番号・法人番号を記載していただくこととなっています。

社会保障・税番号制度についての詳しい情報は、国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)内の「社会保障・税番号制度について」をご覧ください。

なお、「社会保障・税番号制度について」のページは、国税庁ホームページのトップページの右下にある「社会保障・税番号制度」の入口から簡単にアクセスすることができます。



国税局・税務署